

奈良県児童虐待防止アクションプランの位置づけについて

○これまで県では、児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、平成23年に「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(計画期間:平成23年～平成25年)を策定。

以降、内容の見直しを図りながらアクションプランを改定し、令和4年度までに4期にわたりアクションプランを策定。

○アクションプランは5つの施策の柱、14の主要な取組項目により、児童福祉の分野に留まらず、母子保健、保育、教育、医療、司法といった様々な分野にまたがった各種の取組を実施。

○本県では、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、施策の基本的事項を定めた「奈良っ子はぐくみ条例」を令和4年4月に施行し、その実施計画を策定。令和5年度からは、実施計画に「第5期児童虐待防止アクションプラン(計画期間:令和5年度～令和7年度)」を位置づけた。

アクションプランでは、5つの施策の柱や14の主要な取組項目を維持したうえで、令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ、児童虐待防止対策に関する取り組みを新たに追加。

○今回、児童虐待防止アクションプランについて、令和4年度と令和5年度の実績の比較を行い、進捗状況について報告。